

新居浜工業高等専門学校学寮管理運営規則

昭和43年4月1日規則第7号

最終改正 平成28年10月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学則第48条第2項の規定に基づき、本校における学寮の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るものとする。

(目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設であって、学生の学園生活の向上を図るとともに規律ある共同生活をとおして教養を高め、将来にわたる人間形成に資することを目的とする。

(施設の名称等)

第3条 学寮は、向陽寮、雄風寮、蛍雪寮、青雲寮、桜風寮及び清風寮とする。

2 向陽寮及び雄風寮には、第1学年から第3学年までの男子学生を、蛍雪寮及び青雲寮には、第4学年以上の男子学生を、また、桜風寮及び清風寮には、女子学生を入寮させる。

(管理運営責任者)

第4条 学寮の管理運営責任者は、校長とする。ただし、学寮の管理運営に関する具体的な事項は、校長の命を受けて、寮務主事が掌理する。

2 学寮の管理運営に関する事務は、学生課の所管とする。

(宿直教員)

第5条 寮生の教育及び生活指導を行うため、宿直教員を置く。

第6条 削除

(寮務委員会)

第7条 本校運営組織規則第21条第1項の規定に基づき、学寮運営の具体的方策を審議するため、寮務委員会を置く。

2 寮務委員会に関する事項は、別に定める。

(入寮)

第8条 学寮には、本校正規の課程を履修する学生に限り入寮することができる。

第9条 本校学生で入寮を希望する者は、入寮願を寮務主事を経て校長に提出するものとする。

2 入寮時期は、原則として学年の始めとし、入寮許可期間は、入寮した日の属する年度の末日までとする。

(入寮の許可)

第10条 学生の入寮については、校長が選考の上、許可する。

(入寮手続)

第11条 前条の規定により入寮を許可された学生は、指定された期限内に誓約書を寮務主

事を経て校長に提出しなければならない。

- 2 前項の手続を完了しない者又は虚偽の申し立てをしたことが判明した者については、校長は当該入寮の許可を取り消すことがある。

(寄宿料)

第12条 寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則35号）に定める額とし、寮生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの寄宿料を毎月末日までに納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、寮生の承諾があったときは、寄宿料を学期ごとにまとめて徴収することができるものとする。
- 3 前項の規定において承諾しないものについては、申し出により任意の月数において前納することができるものとする。

第13条 学寮における寮生の生活上必要な食費及び光熱水料等の諸経費は、寮生の負担とする。

- 2 寮生は、前項の経費について学校の定める額を毎月所定の日までに納入しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、寮生の承諾があったときは、各月にかかる食費を除く諸経費について、学期ごとにまとめて徴収することができるものとする。
- 4 前項の規定において承諾しないものについては、申し出により任意の月数において前納することができるものとする。

(施設設備保全の義務)

第14条 寮生は、居室、共用施設その他学寮の施設設備を常に正常な状態において保全するため、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。
 - (3) 居室に工作を加えないこと。
 - (4) 学寮施設に許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
 - (5) 施設設備を滅失、き損及び汚損しないこと。
 - (6) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要から行う学校の指示に従い、積極的にこれに協力すること。
- 2 前項第3号又は第5号の規定に違反した者は、速やかに原状に回復するか又はそれに必要な経費の弁償をするものとする。

第15条 寮生は、火災その他災害の防止について常に注意し、事故を発見したときは、直ちに臨機の処置をとるとともに関係職員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。

(生活規律)

第16条 寮生は、本校の諸規則、寮生心得及び関係職員の指示に基づき行動するとともに相互に敬愛し、自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

- 2 寮生が外出又は外泊をしようとするときは、所定の様式により寮務主事へ届け出て許

可を受けなければならない。

3 寮生は、学習、談話、食事、就寝及び外来者との面会等については、定められた場所で行わなければならない。

(健康保持)

第17条 寮生は、常に衛生に留意し、健康の維持増進に努めなければならない。

2 寮務主事は、必要があると認める場合、寮生に対し健康診断の受診又は療養を命ずることがある。

(環境の整備)

第18条 寮生は、学寮内外の清掃を実施し、清潔、整頓を旨とし、快適な環境の保持に努めなければならない。

(管理点検)

第19条 学寮関係教職員は、管理又は指導上必要がある場合、寮生の居室に入室することができる。

(共同生活の自主的規律)

第20条 寮生は、学寮設置の目的に従い、学寮における日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため校長の承認を得て寮生会を設けることができる。

2 寮生会が、学寮の設置目的を逸脱し又は管理運営に支障を生ずることがある場合は、校長が寮生会を解散又は寮生全役員を交替させることがある。

3 寮生が、寮生会の規約を制定又は改廃しようとするときは、校長の許可を得て処理しなければならない。

(退寮)

第21条 寮生で、入寮許可期間満了前に退寮を希望する者は、退寮願を寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 寮生で、学則第5条に定める春季、夏季、冬季及び学年末の休業期間中（以下「休業期間中」という。）のみの退寮は、許可しない。

3 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずるものとする。

(1) 特別の理由がなく寄宿料又は第13条に定める諸経費の納入を怠ったとき。

(2) 風紀を乱す行為のあったとき。

(3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。

(4) 疾病その他の理由により共同生活に適しないと校長が認めるとき。

(食堂等の閉鎖)

第22条 学寮の食堂等は、休業期間中は閉鎖するものとする。

(施設の利用)

第23条 本校教職員及び寮生のほかは、学寮施設を利用することはできない。ただし、特別の理由があるときは、校長の許可を得て使用することができる。

(細則等への委任)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 昭和38年9月2日施行の新居浜工業高等専門学校寄宿舎規程は廃止する。

附 則

この規則は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項に規定する施設の名称に係る改正については、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月6日 一部改正）

この規程は、平成28年10月6日から施行する。